

◎新潟県告示第895号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成29年7月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 新潟脳外科病院
- 2 所 在 地 新潟市西区山田3057番地
- 3 有効期間 平成29年10月1日から  
平成32年9月30日まで